

## 伯耆町広告事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 町の資産への広告掲載は、町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上を図るとともに、民間企業等の事業活動を促進し地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する町の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 町の印刷物
  - イ 町の公式ホームページ
  - ウ その他広告媒体として町長が個別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 広告仕様 広告掲載に係る広告物のデザイン、形状、材質等をいう。

### (広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 政治性のあるもの
  - (4) 宗教性のあるもの
  - (5) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
  - (6) 個人又は法人の名刺広告
  - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
  - (8) 人権侵害につながるおそれがあるもの
  - (9) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
  - (10) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告掲載の基準については、町長が別に定める。

### (広告の規格等)

第5条 町長は広告掲載に際し、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

- (1) 広告の規格及び数量
- (2) 広告掲載の場所又は位置
- (3) 広告掲載の選定方法
- (4) 広告掲載の時期、期間又は回数
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に関し必要な事項

### (広告の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、町の公式ホームページ、広報ほうきその他町長の認める方法による公募とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が限定される広告媒体で、町長が特に必要と認める場合は、

募集する広告掲載希望者の業種、事業者等をあらかじめ指定することができる。

3 広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、前2項の規定にかかわらず、個別に広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、伯耆町広告掲載申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類等を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 事業概要、営業沿革等がわかる書類(会社案内、パンフレット等)
- (2) 掲載を希望する広告のイメージを印刷したもの
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申込書を受領したときは、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとし、その結果を広告掲載希望者に広告掲載決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 前項の規定による決定を行うにあたり、募集した広告の枠数を超える掲載申込みがあったときの掲載順位は、次のとおりとする。この場合において、2以上の同順位の者から申込みがあったときは、抽選により決定する。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類する者の広告
- (2) 公共的性格のある事業者で、町内に事業所等を有する者の広告
- (3) 前2号に掲げる者以外の事業者等で、町内に事業所等を有する者の広告
- (4) その他適当であると町長が認める者の広告

(契約書の作成)

第9条 町長は、広告掲載を決定したときは、契約書を作成するものとする。

2 前項の規定に係わらず、伯耆町財務規則(平成17年伯耆町規則第43号)により契約書の作成を省略できる場合は、広告掲載の決定された広告掲載希望者(以下「広告主」という。)から請書(様式例)を徴取するものとする。

3 第1項の契約書、又は前項の請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 広告掲載の内容に関する事項
- (2) 広告料に関する事項
- (3) 第12条及び第15条に定める事項
- (4) その他必要と認められる事項

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、町長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第11条 前条の規定により納付した広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときはこの限りでない。

(広告掲載の中止等)

第12条 町長は、次の各号にいずれか該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付のないとき。

- ( 2 ) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- ( 3 ) 広告主が町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- ( 4 ) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事をおこしたとき。
- ( 5 ) 広告主の倒産、破産等により広告掲載する必要がなくなったとき。
- ( 6 ) 広告主が書面により、広告掲載の取り下げを申し出たとき。
- ( 7 ) 広告掲載期間中において広告事業掲載基準第 4 条又は第 5 条に該当するに至ったとき。
- ( 8 ) 町の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

( 広告内容等の変更 )

第 1 3 条 広告主は、広告掲載の申込み後及び広告掲載期間中に掲載内容等の変更を必要とする場合は町と事前に協議するものとする。

( 広告掲載に係る経費等の負担 )

第 1 4 条 前 2 条の規定により生じた、広告掲載の内容変更、撤去等に係る経費は、広告主の負担とする。ただし、町の業務上、やむを得ない事由が生じたときの広告撤去に係る経費等はこの限りでない。

( 広告主の責務 )

第 1 5 条 掲載した広告に関する一切の責任は、広告主が負う。

- 2 広告に虚偽があることが判明した場合は、広告の掲載の中止等適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は広告主が負担する。

( 物品等の寄附 )

第 1 6 条 物品等の寄附により広告を行う場合については、別に定める。

( その他 )

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 1 1 月 1 日から施行する。



第 号  
年 月 日

様

伯耆町長 印

広告掲載決定(却下)通知書

年 月 日付けで申込のありました広告掲載については、下記のとおり決定(却下)しましたので通知します。

記

決定区分	掲載する 掲載しない (理由: )
広告媒体の名称	
広告掲載期間	年 月 日 ~ 年 月 日
広告掲載料	
納付期限	
備考	

様式例（第9条関係）

広告掲載請書

- 1 件名（広告媒体の名称）への広告掲載及び広告料の支払い
- 2 広告料金 金 円  
（うち消費税及び地方消費税 円）
- 3 広告媒体の名称
- 4 広告掲載箇所
- 5 広告料納入期限 年 月 日
- 6 広告原稿納入期限 年 月 日
- 7 広告原稿の規格等〔例〕  
縦 mm × 横 mm 色
- 8 損害賠償 広告掲載にあたり、自己の責任により伯耆町又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。
- 9 広告掲載の取消し 伯耆町広告事業実施要綱第12条各号に該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。
- 10 広告主の責務 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。
- 11 その他 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議のうえ定めるものとします。

伯耆町の広告媒体へ広告を掲載するにあたり、上記各項のほか、伯耆町税務規則、伯耆町広告事業実施要綱、伯耆町広告掲載基準及びその他関係法令を遵守し、お請けいたします。

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

法人等の場合は代表者氏名

印

伯耆町長様